

提 案 理 由

議案第56号 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理 由 本件は、令和6年8月に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告（以下「令和6年人事院勧告」という。）がなされたことに鑑み、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は内容により公布日及び適用日を定めている。

【改正内容】

令和6年度の期末手当の改正（年4.35月→4.45月）

6月支給分	2.175月 → 2.175月	±0.0
12月支給分	2.175月 → 2.275月	+0.1

令和7年度の期末手当の改正（年4.45月の均等化）

6月支給分	2.175月 → 2.225月	+0.05
12月支給分	2.275月 → 2.225月	-0.05

議案第57号 養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

理 由 本件は、令和6年人事院勧告がなされたことに鑑み、養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）、養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）及び養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年養父市条例第6号）について、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は内容により公布日及び適用日を定めている。

【改正内容】

養父市職員の給与に関する条例の一部改正

- ・行政職給料表及び医師職給料表の改正
- ・令和6年度の職員の期末手当の改正（年2.45月→2.5月）

6月支給分	1.225月 → 1.225月	±0.00
12月支給分	1.225月 → 1.275月	+0.05

- ・令和6年度の職員の勤勉手当の改正（年2.05月→2.1月）

6月支給分	1.025月 → 1.025月	±0.00
12月支給分	1.025月 → 1.075月	+0.05

- ・令和7年度の職員の期末手当の改正（年2.5月の均等化）

6月支給分	1.225月 → 1.25月	+0.025
12月支給分	1.275月 → 1.25月	-0.025

- ・令和7年度の職員の勤勉手当の改正（年2.1月の均等化）

6月支給分	1.025月 → 1.05月	+0.025
-------	----------------	--------

12月支給分	1.075月 → 1.05月	-0.025
--------	----------------	--------

- ・令和6年度の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の改正（年1.375月→1.4月）

6月支給分	0.6875月 → 0.6875月	±0.000
-------	-------------------	--------

12月支給分	0.6875月 → 0.7125月	+0.025
--------	-------------------	--------

- ・令和6年度の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の改正（年0.975月→1.0月）

6月支給分	0.4875月 → 0.4875月	±0.000
-------	-------------------	--------

12月支給分	0.4875月 → 0.5125月	+0.025
--------	-------------------	--------

- ・令和7年度の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の改正（年1.4月の均等化）

6月支給分	0.6875月 → 0.7月	+0.0125
-------	----------------	---------

12月支給分	0.7125月 → 0.7月	-0.0125
--------	----------------	---------

- ・令和7年度の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の改正（年1.0月の均等化）

6月支給分	0.4875月 → 0.5月	+0.0125
-------	----------------	---------

12月支給分	0.5125月 → 0.5月	-0.0125
--------	----------------	---------

養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- ・特定任期付職員の給与表の改正
- ・令和6年度の特定任期付職員の期末手当の改正（年3.4月→3.45月）

6月支給分	1.7月 → 1.7月	±0.0
-------	-------------	------

12月支給分	1.7月 → 1.75月	+0.05
--------	--------------	-------

- ・令和7年度の特定任期付職員の期末手当の改正（年3.45月の均等化）

6月支給分	1.7月 → 1.725月	+0.025
-------	---------------	--------

12月支給分	1.75月 → 1.725月	-0.025
--------	----------------	--------

養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

- ・フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給料表等の改正

議案第58号

令和6年度養父市一般会計補正予算（第5号）

議案第59号

令和6年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第60号

令和6年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第61号

令和6年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第62号

令和6年度養父市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第63号

令和6年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第64号

令和6年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）

理 由

上記7件は、令和6年人事院勧告に伴う職員の給料、勤勉手当等の引き上げに必要となる経費の補正を行うものである。